

福祉生活病院常任委員会資料

(令和5年12月18日)

【件名】

- 鳥取県障がい者プランの改定について
(障がい福祉課)・・・2

- 鳥取県手話言語施策推進計画の改定について
(障がい福祉課)・・・4

- 鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画の改定について
(障がい福祉課)・・・5

- 障害者手帳等のマイナンバー紐づけ誤りの点検結果について
(障がい福祉課)・・・6

- 鳥取県高齢者の元気福祉プラン(令和6～8年度)の策定について
(長寿社会課)・・・7

- 鳥取県自死対策計画及び鳥取県食育推進計画の改定について
(健康政策課)・・・9

- 第8次鳥取県保健医療計画の策定状況について
(医療政策課)・・・10

- 鳥取県薬物濫用対策推進計画(第3期)の策定について
(医療・保険課)・・・12

福祉保健部

鳥取県障がい者プランの改定について

令和5年12月18日
障がい福祉課・子ども発達支援課

- 令和5年度が、「障がい者プラン」(障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画)の改定年度であるため、国の第5次障害者基本計画、国基本指針等の内容を踏まえ、当該プランを改定する予定です。
※本県では、「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」を一括して「鳥取県障がい者プラン」として運用。
- 現在、障害者施策推進協議会、地域自立支援協議会等で議論を行い、作業を進めているところです。

1 プランの概要

(1) 計画期間

- ①障がい者計画：9年間（令和6年度から令和14年度まで）
- ②障がい(児)福祉計画：3年間（令和6年度から令和8年度まで）
- ※工賃向上・文化芸術活動推進は、プランの改定周期に合わせて6年間（令和6年度から11年度まで）

(2) プランの位置付け

- ①障がい者計画：障害者基本法に基づき、各分野における障がい者施策の基本的な方針や方向性等を規定。
- ②障がい(児)福祉計画：障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、サービス見込量や提供体制の確保等を規定。

2 主なスケジュール

<これまで>

- ・第1回県障害者施策推進協議会(R5.6.30)、第1回県地域自立支援協議会(R5.7.7)において、骨子案提示・検討
- ・第2回県障害者施策推進協議会(R5.11.17)、第2回県地域自立支援協議会(R5.11.24)において、素案提示・検討
- ※工賃向上・文化芸術活動推進は、新たな工賃向上プラン検討委員会及び障がい者芸術・文化活動推進会議で議論。

<今後の予定>

- ・1、2月 常任委員会報告（パブリックコメントの実施報告）、パブリックコメント実施
- ・3月 常任委員会報告（パブリックコメントの実施結果報告）
第3回県障害者施策推進協議会、第3回県地域自立支援協議会等において、パブコメ後の最終報告
- ・4月 次期鳥取県障がい者プラン施行

3 改定の視点

- ① 国のナビゲーションガイドの方針（可能な限り計画の一元化）を踏まえ、従来、別に作成していた「工賃3倍計画」・「障がい者アート計画」について、障がい者プランに一元化する。
- ② 第5次障害者基本計画、障害者権利条約に基づく国連勧告内容、鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支えづくり推進条例に基づく理念等を踏まえ、総合的・横断的に反映する内容を追加する。
- ③ 各分野別の施策において、必要な新規・拡充内容を追加する。

現行の障がい者プランにおける各分野別の施策項目	
1. 生活支援	6. 雇用・就業等
2. 保健・医療	7. 教育、スポーツ
3. 安全・安心	8. 文化・芸術活動
4. 情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実	9. 差別の解消及び権利擁護の推進
5. 生活環境	10. あいサポート運動の推進等

- ④ 障がい(児)福祉計画(サービス等の提供体制に係る目標等)として、基本的な方針として国が示す「国基本指針」による設定を基本としつつ、実態に即し、県としての数値目標を見直す。

4 これまでいただいている主な意見

- ・情報を的確に早く伝える手段としてインターネットの利用が有効であることは承知しているが、インターネット環境にない方もまだ多くいることを考慮して検討いただきたい。(鳥取県聴覚障害者協会)
- ・身体障害者相談員の活性化について盛り込んでもらいたい。(鳥取県身体障害者福祉協会)
- ・重度の障がい児者は施設入所という考え方ではなく、在宅、地域でどう暮らしていただけるか一緒に考えてほしい。(全国重症心身障害児(者)を守る会鳥取県支部)

- ・「入所施設から地域生活への移行者数」の設定について、国基本指針で示す設定による目標値は県の実態と乖離していることから、現実的に達成可能な目標値を県独自で設定してはどうか。(鳥取県相談支援専門員協会)
- ・県として目標工賃を設定することは引き続き必要だと思うが、従来の3万3千円にこだわるのではなく、新たな設定方法により目標工賃を検討すべき。(社会福祉法人まつぼっくり)
- ・利用者の就労時間も一つの大きな指標であると思うので、利用時間向上の目標設定は行うべき。(社会福祉法人ふらっと)
- ・音声ガイド対応の舞台が増えてほしい。会場での介助等も必要。対話による共同アート鑑賞や触図、ロービジョン者に対するカラーユニバーサルデザイン等の取組も進んだら良い。(鳥取県視覚障害者協会)
- ・小さい団体の中には興味があってもアート活動が出来ていない団体があるため、掘り起こしを行い、全体の底上げをすべき。(鳥取県手をつなぐ育成会)

- 令和5年度が、「鳥取県手話言語施策推進計画」の改定年であるため、計画策定以降の動向等を反映させ、当該計画を改定する予定です。
- 現在、鳥取県手話言語施策推進協議会で議論を行い、作業を進めているところです。

1 計画の概要

(1) 計画期間

9年間（令和6年度から令和14年度まで）

なお、この計画期間に関わらず、改正が必要と認められる場合には随時見直しを行う。

(2) 計画の位置付け

鳥取県手話言語条例第8条第1項に基づき、「手話言語が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるもの。

2 主なスケジュール

<これまで>

- ・ 令和4年度手話施策推進協議会(R4. 11. 8)において、計画の改正の方向性を検討。
- ・ 令和4年度～5年度に同協議会を計3回(R5. 2. 9、8. 31、11. 21)開催し、改正後の計画概要案を検討。

<今後の予定>

- ・ 1、2月 常任委員会報告（パブリックコメントの実施報告）、パブリックコメント実施
- ・ 3月 常任委員会報告（パブリックコメントの実施結果報告）
令和5年度第3回手話施策推進協議会において、パブコメ後の最終報告
- ・ 4月 次期計画施行

3 改定の視点

- ① 手話は言語であることを改めて認識し、現行計画の「手話」の表記を可能な限り「手話言語」に変更する。
- ② 関連する法・条例の制定等を踏まえ、新たな取組等を追加する。
- ③ 登録手話通訳者数等の県の数値目標を見直す。

4 これまでいただいている主な意見

- ・ あいサポート運動等を通じて、改めて手話言語条例及びその理念を広く県民に普及してはどうか。（鳥取県社会福祉協議会）
- ・ パブリックコメントの意見受付だけでなく、意見募集にも手話動画をつけてほしい。（鳥取県手話サークル連絡協議会、鳥取県聴覚障害者協会）
- ・ 手話通訳者等の派遣依頼が多く、手話通訳者が不足。手話通訳者の養成や指導員の育成に力を入れてほしい。（全国手話通訳問題研究会鳥取支部、鳥取県聴覚障害者協会）
- ・ ICTによるQOLの向上を求めるろう者が多い。IT機器の基本操作の学習機会があるとよい。（鳥取県聴覚障害者協会）

(参考) 現行の手話言語施策推進計画の項目

1. 計画の位置づけ、計画期間
2. 計画の検討経過
3. 計画の理念
4. 施策の基本的な考え方
 - (1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進
 - (2) 手話を使いやすい環境整備
5. 施策推進イメージ
6. 手話施策推進方針

項目	内容
(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進	ア 地域、職場等における手話の普及 イ 教育における手話の普及 ウ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信
(2) 手話を使いやすい環境整備	ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実 イ 聴覚障がい者相談事業の充実 ウ 鳥取豊学校・難聴学級における「手話による教育」の推進 エ 新しい手話コミュニケーション環境の創出 オ ろう者が働きやすい環境づくり カ とつとりの手話の文化的発展

- 令和5年度が、「鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画」の改定年度であるため、法改正や条例制定等の動きを踏まえ、当該計画を改定する予定です。
- 現在、鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議で議論を行い、作業を進めているところです。

1 計画の概要

(1) 計画期間

5年間（令和3年度から令和7年度まで）

※計画期間は5年間だが、ギャンブル等依存症対策基本法で3年ごとに計画の必要な見直しを検討することが定められていることを踏まえ、中間年度の見直しを行うもの。

(2) 計画の位置付け

- アルコール健康障害対策基本法に基づく「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」
- ギャンブル等依存症対策基本法に基づく「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」
- 依存症対策地域支援事業実施要綱に基づく「アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する地域支援計画」

2 主なスケジュール

<これまで>

- ・第1回アルコール健康障害・依存症対策会議(R5.7.28)において、骨子案提示・検討
- ・アルコール健康障害・依存症対策会議委員等への書面照会により、素案提示・意見徴収

<今後の予定>

- ・1、2月 常任委員会報告（パブリックコメントの実施報告）、パブリックコメント実施
- ・3月 常任委員会報告（パブリックコメントの実施結果報告）
第2回アルコール健康障害・依存症対策会議において、パブコメ後の最終報告
- ・4月 改定後の鳥取県アルコール健康障害・依存症対策推進計画施行

3 改定の視点

- ① 法改正や条例制定等を踏まえ、新たな取組等を追加する。
- ② 依存症対策に係る県の数値目標等を見直す。

4 これまでいただいている主な意見

- ・自助グループ等が行っている相談対応の実績（件数）も計画に記載してもらいたい。（依存症支援拠点機関（渡辺病院）ほか）
- ・当事者がメッセージを発信する機会をもう少し頂けると非常にありがたい。自助グループのイメージ或いは当事者が回復するイメージが付きやすくなると思う。（鳥取ダルク）

(参考) 現行のアルコール健康障害対策推進計画の項目

第1章 基本的事項

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画期間
- 4 基本的な考え方

第2章 本県の状況

- 1 アルコール健康障害（依存症等）
- 2 薬物依存症
- 3 ギャンブル等依存症

第3章 達成目標

- 1 達成目標

第4章 取組の方向性と具体的な取組内容

- 1 取組の方向性
- 2 具体的な取組内容
 - (1) 共通の取組
 - (2) 各種依存症の特性等に応じた取組
 - ア アルコール健康障害（依存症等）
 - イ 薬物依存症
 - ウ ギャンブル等依存症
 - (3) クロスアクションへの対応

障害者手帳等のマイナンバー紐づけ誤りの点検結果について

令和5年12月18日

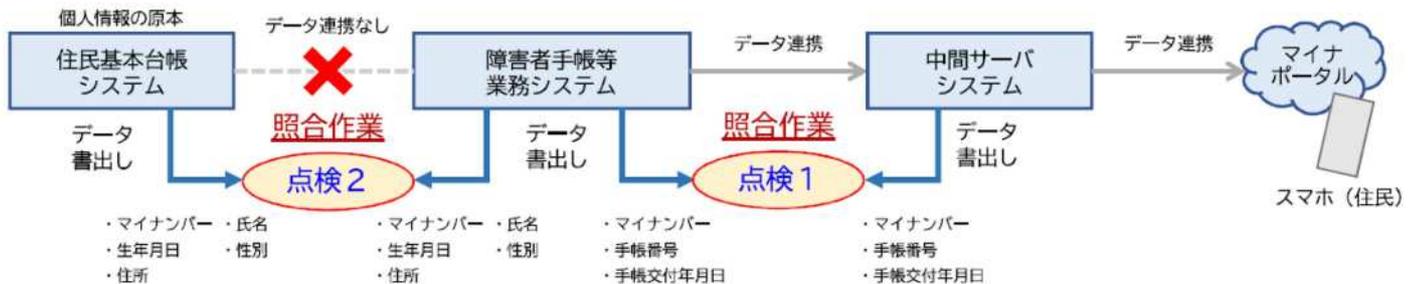
障がい福祉課

- 障害者手帳（身体、精神、療育）、自立支援医療（精神通院）、特別児童扶養手当（データ総件数：41,717件）についてマイナンバーの紐づけ誤りの有無について点検を実施したところ、46件の紐づけ誤りがありました。（誤ったデータがマイナポータル等で閲覧された履歴はありませんでした）
- 紐づけ誤りは修正済みで、ご本人には謝罪の文書を送付しております。
- 原因としては手帳等業務システムにマイナンバーを手入力する際に県が数字を誤って入力したものが36件、申請書に正しいマイナンバーが記載されていなかったものが10件でした。
- 今後、こうしたことが起こらないよう、申請書のマイナンバーが正しく記載されていることの確認の徹底と手帳等業務等システムへの入力時に誤りが生じない事務手続きへの見直しを行うとともに、将来的にヒューマンエラーが発生しえないシステム環境の整備を検討していくこととしています。

1 点検方法

国の指示に基づく簡易的な点検に加えて、見逃しや漏れがないよう県独自の詳細な点検も実施

- (1) 国の指示に基づく簡易的なデータ照合（障害者手帳等業務システムのデータが正しく中間サーバーに登録されているか）を実施（下図の点検1） ⇒ 正しく登録されていることを確認
- (2) 県独自の詳細なデータ照合（障害者手帳等業務システム登録されているマイナンバーの紐づけ状況を総点検）を実施（下図の点検2） ⇒ 46件のマイナンバー紐づけ誤りを確認



2 紐づけ誤りの内訳

(1) 要因別

- ・県が手入力の誤りで異なるマイナンバーを入力したもの 36件
- ・申請書に正しいマイナンバーが記載されていなかったもの 10件

(2) 内容別

- ・申請者の保護者やご家族に紐づけられていたもの 38件
- ・その他の誤り（存在しない番号に紐づけられていたもの 等） 8件

3 対応状況

誤りにより本人以外の手帳情報（※）がマイナポータル上で閲覧可能な状態となっていました。閲覧履歴は確認されておらず、仮に閲覧された場合であっても特定の個人を識別できる情報はありません。

紐づけ誤り46件について、該当者へ謝罪と説明の文章を送付した上で、全て正しい情報に修正済みです。

点検作業中は情報連携を停止していましたが現在は連携を再開済みです。

※マイナポータルで閲覧できる手帳情報

手帳交付年月日、手帳番号、等級コード、障害名、障害程度コード、障害部位コード、障害認定日、旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分

4 今後の対応

- ・国の示すガイドラインや省令改正を踏まえた適切な事務フローの徹底
- ・申請書に記入誤りが生じない、わかりやすい申請様式に見直し
- ・申請窓口となる市町村だけでなく、県でも申請内容を確認するチェック体制の強化(ダブルチェック体制)
- ・申請内容等の正誤確認をするための住基システム業務端末の増強を検討
- ・再発防止策として、住民基本台帳システムと業務システム間のデータを自動連携させる、ヒューマンエラーが介在しない仕組みが有効であることから、令和5年12月7日、平井知事が、石川デジタル副大臣に対して「マイナンバー制度の安全かつ確実な運用」を要望した。

障害者手帳業務など、国が定めるマイナンバー事務に係る関連業務システムについては、国においてマイナンバー自動連携機能を有する標準システムをガバメントクラウド上に整備し、自治体に提供するなど、マイナンバー制度の信頼確保に向けた方策を検討すること。

鳥取県高齢者の元気福祉プラン(令和6～8年度)の策定について

令和5年12月18日

長寿社会課

現在、老人福祉計画、介護保険事業支援計画及び認知症施策推進計画（鳥取県高齢者の元気福祉プラン(令和6～8年度)）の策定を進めています。その概要(現時点案)は、以下のとおりです。

1 計画の概要

(1) 計画期間 3年間（令和6（2024）～8（2026）年度）

(2) 計画の位置付け

介護保険事業支援計画、老人福祉計画及び認知症施策推進計画を一体的に策定するもので、取組や施策等を実施する際の方針等について「鳥取県高齢者の元気福祉プラン」として策定。

※介護保険事業支援計画……介護保険法に基づき介護サービス見込量等を定める。今回策定するプランは、その第9期プランとなる。

※老人福祉計画……老人福祉法に基づき老人福祉事業の実施に必要な事項を定める。

※認知症施策推進計画……共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき認知症施策の実施に必要な事項を定める。

(3) 計画の基本目標等

〔基本目標〕 行政・住民が一体となって、誰もが自分らしく暮らし続けられる地域をつくる

〔重点課題〕 ①介護予防・フレイル対策の強化 ②介護人材の確保

③認知症施策のステージアップ ④地域包括ケアシステムの進展

⑤介護サービスの量と質の確保 ⑥災害対策の強化

2 施策体系

1 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域社会づくり

(1) 地域福祉の充実 (2) 地域包括ケアシステム (3) 多職種連携

(4) 生活支援サービスの充実(地域資源の創出等)

(5) 住み慣れた地域で最後まで(医療と介護の連携)

2 高齢者が元気に活躍し続けられる地域づくり

(1) 健康の増進とフレイル予防・介護予防 (2) 鳥取方式フレイル予防対策の推進

3 高齢者の尊厳と安全の確保

(1) 相談体制の充実 (2) 権利擁護・成年後見制度の普及 (3) 本人意思の尊重

(4) 高齢者虐待の防止 (5) 低所得高齢者対策 (6) 介護サービス情報の公表と第三者評価

(7) 家族介護と介護離職の防止

4 認知症施策のステージアップ

(1) 認知症の人による施策づくり

(2) 認知症の人とともにつくる共生の地域社会

(3) 相談体制とつどいの場の確保 (4) 医療及び福祉サービスの提供体制の整備

5 必要な介護サービスの確保

(1) 居宅サービス (2) 居宅介護支援・介護予防支援 (3) 地域密着型サービス

(4) 施設サービスと高齢期の住まい (5) 介護給付の適正化等

6 福祉人材の確保と働きやすい職場づくり

(1) 福祉人材の確保と定着 (2) ケアの質の向上・スキルアップ

7 災害対策とBCP

(1) 感染症対策 (2) 自然災害等対応

3 スケジュール

令和5年 5月29日	第1回計画策定・推進委員会
7月18日～7月28日	県政参画電子アンケート
8月31日	第2回計画策定・推進委員会
11月13日～12月1日	計画策定・推進委員会（意見照会）

<今後>

令和5年12月25日	第3回計画策定・推進委員会
令和6年 1月	常任委員会（パブリックコメントの実施報告） パブリックコメントの実施
3月	常任委員会（パブリックコメントの実施結果報告） 第4回計画策定・推進委員会
4月	計画施行

4 委員名簿

分野	所属	役職	氏名
学識経験者	鳥取大学地域学部	教授	竹川 俊夫
	鳥取大学大学院医学系研究科	教授	竹田 伸也
保健・医療・福祉	鳥取県東部医師会	監事	乾 俊彦
	(公社)鳥取県看護協会	在宅支援部長	鈴木 妙
	鳥取赤十字病院外科	外科部長	山代 豊
	鳥取県老人保健施設協会	副会長	田中 彰
	鳥取県老人福祉施設協議会	会長	大橋 茂樹
	認知症グループホーム鳥取県支部		今島 勝大
	鳥取県小規模多機能型居宅介護事業所連絡会	会長	徳田 和秀
	鳥取県介護支援専門員連絡協議会	会長	石田 良太
	鳥取県介護福祉士会	会長	大塚 一史
	(一社)とっとり東部権利擁護支援センター(アドサポ)	代表	垣屋 稲二良
	(社福)鳥取県社会福祉協議会福祉人材部	副部長兼主幹	辻中 順子
	(一社)鳥取県薬剤師会	常任理事	小林 康治
	(一社)鳥取県歯科医師会 公衆衛生委員会	委員長	國竹 洋輔
	(一社)鳥取県歯科衛生士会	顧問	高場 由紀美
	(公社)鳥取県栄養士会	会長	福田 節子
三朝町社会福祉協議会	生活支援コーディネーター	宮脇 広憲	
被保険者	(公社)鳥取県認知症のひと家族の会鳥取県支部	代表	吉野 立
行政	岩美町健康福祉課	課長	居組 栄治
	倉吉市長寿社会課	次長兼課長	山辺 章子
	境港市福祉保健部長寿社会課	次長兼課長	片岡 みゆき

鳥取県自死対策計画及び鳥取県食育推進計画の改定について

令和5年12月18日
健康政策課

令和5年度が、「鳥取県自死対策計画（第1次）」及び「鳥取県食育推進計画（第3次）」の改定年度であるため、国の自殺総合対策大綱、国の食育推進計画の内容を踏まえ、それぞれの計画を改定する予定です。

改定に当たっては、医療関係者や学識経験者等で組織する県附属機関（鳥取県心といのちを守る県民運動、健康を支える食文化専門会議）等で議論を行い、策定作業を進めています。

1 計画の概要

(1) 鳥取県自死対策計画（第2次）

①計画の位置付け

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、誰も自死に追い込まれることなく、健康で生きがいを持って暮らすことを推進するための計画です。

②計画期間

令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間

③主な検討事項

◇自殺総合対策大綱（令和4年10月閣議決定）を踏まえ、以下の事項の充実、追加を検討する。

- ・関連施策との連携強化
- ・関係者の役割の明確化と連携・協働の推進
- ・ライフステージ別（子ども・若者、中高年、高齢者、女性）の取組の推進

④検討経過

鳥取県心といのちを守る県民運動（第1回、第2回）において、素案の提示・検討を行った。

⑤主な意見

「子ども・若者」「女性」だけでなく、自死者数が多い「中高年層」や「高齢者層」も追加し、ライフステージに分けて記載してはどうか。

(2) 鳥取県食育推進計画（第4次）

①計画の位置付け

食育基本法（平成17年法律第63号）及び地域資源を活用した農林漁業者による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）に基づき、食育を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

②計画期間

令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間

③主な検討事項

◇第4次食育推進基本計画（令和3年3月策定）を踏まえ、以下の事項の充実、追加を検討する。

- ・農林水産業等への理解の促進
- ・環境等に配慮した農林水産物・食品への理解の促進
- ・災害発生時も健全な食生活を継続するための食の備えの推進

④検討経過

健康を支える食文化専門会議（第1回、第2回）において、素案の提示・検討を行った。

⑤主な意見

SDGsの視点として「食の確保」も重要。農業に対する理解の促進に関する指標を追加してほしい。

2 今後のスケジュール

- ・1月 常任委員会（パブリックコメントの実施報告）、パブリックコメント
- ・3月 常任委員会（パブリックコメントの実施結果報告）、附属機関（計画の最終報告）
- ・4月 次期計画の施行

第8次鳥取県保健医療計画の策定状況について

令和5年12月18日

医療政策課

- 医療法に基づき、都道府県は、国が定める基本方針に即して、かつ地域の实情に応じて、医療提供体制の確保を図るための計画を策定することとされています。
- 医療提供体制の新たな枠組みの提示に向け、県では、現在、医療関係者や学識経験者等の御意見を伺いつつ、次期（第8次）医療計画（令和6年度～令和11年度までの6年間）の策定作業を進めているところです。

1 計画の概要

(1) 計画期間 令和6年度から令和11年度までの6年間

(2) 計画の基本方針

- ・住民・患者の視点を尊重し、身近な医療機関単位、二次医療圏、または圏域を越えた連携により、安心安全で質の高い医療サービスが受けられる体制の確立
- ・人口減少や高齢化を踏まえ、入院・外来・在宅にわたる医療機関の役割分担、連携を進め、地域全体で支える効率的で持続可能な医療提供体制の確立
- ・保健・医療・介護（福祉）の連携による希望すれば在宅で療養できる医療提供体制の確立
- ・医療従事者の確保・養成と働き方改革の推進

(3) 計画の主な記載事項

5疾病（①がん、②脳卒中、③心筋梗塞等の心血管疾患、④糖尿病、⑤精神疾患）7事業（①小児医療、②周産期医療、③救急医療、④災害医療、⑤へき地医療、⑥在宅医療、⑦新興感染症発生・まん延時における医療）対策、医療従事者の確保と質の向上対策

(4) 現行（第7次）計画からの主な変更点

○新興感染症発生・まん延時における医療の追加

従来の6事業に、新たに「新興感染症発生・まん延時における医療」を追加し、7事業とする。

○関連計画の一体的策定

内容が関連する各種計画を「保健医療計画」に包含し一体的に策定することで、医療提供体制の確保に係る取組の全体像を県民の方にわかりやすく提示する。

<関連計画の一体的策定>

関連する計画		保健医療計画
①鳥取県がん対策推進計画	→	5疾病中の「がん対策」として策定
②鳥取県循環器病対策推進計画	→	5疾病中の「脳卒中对策」「心血管疾患対策」として策定
③鳥取県感染症予防計画	→	7事業中の「新興感染症」、課題別の「感染症対策」として策定
④鳥取県肝炎対策推進計画	→	課題別の「肝炎対策」として策定
⑤鳥取県歯科保健推進計画	→	課題別の「歯科保健医療」として策定
⑥鳥取県健康づくり文化創造プラン	→	新たに「健康づくり」として策定
⑦鳥取県医療費適正化計画	→	新たに「医療費適正化」として策定

2 これまでいただいている主な意見

【保健医療圏の設定】 今後の人口減を見据えると、市町村を単位とする1次医療圏では有効な議論が困難になるため、例えば1次医療圏と2次医療圏（東部・中部・西部）の中間の1.5次医療圏を設定してはどうか（県医療審議会）。

【がん対策】 75歳未満年齢調整死亡率が2年連続（R2、R3）で現行計画の目標（70.0）を達成したため、次期計画では、さらに高い目標を掲げるべき（県がん対策推進県民会議）。

【脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患】 急性期や回復期に対応できる医療人材の不足が懸念されるため、医療人材の育成を図るとともに、ICTを活用した医療提供体制を整備してはどうか（循環器病対策推進に関する小委員会）。

【小児医療（小児救急）】 小児医療費無償化が始まるとコンビニ受診の懸念もある。小児科医の負担軽減も含め、適正受診を促してほしい（県小児科医会）。

【へき地医療】 中山間地域において効率的に医療を提供できるよう、ICT活用を推進してはどうか（県医療審議会）。

【在宅医療】 訪問看護体制の充実や、医療と介護の連携強化が必要ではないか（県医療審議会）。

【新興感染症】 新興感染症発生時に、外来や在宅療養に対応する診療所、入院や重症者等に対応する病院がそれぞれの役割に応じて十分な受入体制を確保することが重要（県感染症対策連携協議会）。

3 今後の策定スケジュール

- 1 2月22日 医療審議会（計画案の審議）
- 1月中旬 常任委員会報告（→パブリックコメントの実施）
- 1月下旬 パブリックコメント、関係団体及び市町村への意見照会
- 3月上旬 常任委員会報告（パブリックコメントの実施結果）
- 3月中旬 医療審議会（諮問、答申）
- 4月 8次計画の施行

[参考：計画の構成（案）]

第1章 計画に関する基本的事項
1 計画策定の趣旨 2 基本方針 3 計画の位置付け 4 計画期間 5 計画の推進体制 6 計画の点検及び見直し
第2章 鳥取県の現状
1 人口構造 2 人口動態 3 受療状況 4 医療施設の状況 5 医療提供体制
第3章 保健医療圏・基準病床数
1 保健医療圏の設定 2 二次保健医療圏の設定の見直し 3 基準病床数
第4章 疾病別・課題別医療提供体制の構築
第1節 疾病又は事業別対策（5疾病7事業対策） 第2節 医療従事者の確保と資質の向上 第3節 課題別対策
第5章 地域医療構想
平成28年12月に策定した「鳥取県地域医療構想（H28～R7）」のとおり（別冊）
第6章 外来医療に係る医療提供体制の確保
第1節 基本的な考え方 第2節 外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定 第3節 新規開業者等に対する情報提供及び対応等 第4節 医療機器の効率的な活用 第5節 地域の外来医療提供体制の状況
第7章 健康づくり
第1節 健康づくり文化創造プラン（第四次）の概要 第2節 健康づくり文化創造プラン（第三次）の評価から見る県民の健康と生活習慣の現状と課題 第3節 健康づくり文化創造プラン（第四次）で定める健康づくりの目標 第4節 連携体制等
第8章 医療費適正化
第1節 医療費の現状 第2節 医療費適正化に向けた課題と施策の方向性 第3節 医療費適正化に向けた関係者の連携及び協力 第4節 計画期間における医療費の見込み 第5節 計画の進捗管理等
第9章 地域保健医療計画
東部保健医療圏地域保健医療計画 中部保健医療圏地域保健医療計画 西部保健医療圏地域保健医療計画

鳥取県薬物濫用対策推進計画(第3期)の策定について

令和5年12月18日
医療・保険課

「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」第6条に基づき、「鳥取県薬物濫用対策推進計画」を策定し、各関係機関が連携・協力して取り組んできていますが、この度、令和5年度末で現計画期間が終了することから、新たに第3期計画の策定作業を進めているところです。

計画案については、1月下旬からパブリックコメントを実施し、年度内の計画策定を予定しています。

1 基本的事項

(1) 計画の位置付け

「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」第6条に定める推進計画

(2) 計画の構成

以下の3大目標を柱とし、それぞれの具体的プランと、各実施機関が取り組むアクション及びその具体策を定める。

- ① 県民への教育、学習及び啓発活動の推進
- ② 監視、指導及び取締りの強化
- ③ 薬物依存症等の方への相談・支援体制の充実

(3) 計画期間

5年間（令和6年4月～令和11年3月）

※参考：第1期（平成26年4月～平成31年3月）、第2期（平成31年4月～令和6年3月）

2 第3期における重要取組事項として協議しているもの

- ① 危険ドラッグを規制する鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例の厳格な適用
- ② 若年層に対する薬物乱用防止の取組強化
- ③ 正規流通品（一般用医薬品、向精神薬）の乱用防止監視、指導及び取締りの強化

3 鳥取県薬物濫用対策推進本部会議委員からの意見

啓発	○啓発資材の見直しは、SNSなどデジタルツールなど若者にも届くようなツールを使ってはどうか。 ○違法薬物のみならず市販薬の乱用なども危惧している。正しい情報、正しい知識を啓発して必要がある。
相談	○薬物乱用の背景には、青少年の孤独、孤立がある。自分の居場所がない等悩んでいる人が相談できるような体制が必要。 ○相談を受ける人の拡充が必要。対応できるところに適切につなぐことができる体制を。
薬物乱用防止教室	○保護者に対しても正しい知識を提供することが必要。 ○学校の薬物教育で、飲酒、喫煙、薬物など話さなくてはいけないことが多く時間が足りない。
その他	○民間の更生施設なども支援することが大切。 ○息の長い支援、これは重要。

(注) 鳥取県薬物乱用対策推進本部会議

薬物乱用防止に関する取組を行う民間団体・支援団体（薬物乱用防止指導員協議会、保護司会、更生保護女性連盟、鳥取県PTA協議会）の委員、学識経験者（医師会、薬剤師会、精神科病院協議会）の委員、公募委員から構成。

4 今後のスケジュール

令和5年12月 本部会議にて計画素案了承。各関係実施機関へ送付（内容確認）
令和6年1月 常任委員会報告（パブリックコメント実施について）
1月～2月 案についてパブリックコメントを募集
2月 常任委員会報告（案とパブリックコメントの結果）
3月 パブリックコメントを踏まえて、計画を策定